

工事請負業者等の皆様へ

ひたちなか市総務部契約検査課長

最低制限価格制度、電子入札の対象範囲及び予定価格の事前公表の改正について

地方自治法施行令の改正に伴い、本市における少額随意契約の基準額の引き上げに伴い、最低制限価格、電子入札の対象範囲及び予定価格の事前公表について下記のとおり改正し、令和8年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

記

1-①. 適用対象とする案件（最低制限価格）

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 設計金額が <u>130万円</u> を超え 1 億円以下の工事 設計金額が <u>130万円</u> を超える設計等委託業務 | <ul style="list-style-type: none"> 設計金額が <u>200万円</u> を超え 1 億円以下の工事 設計金額が <u>200万円</u> を超える設計等委託業務 |

※ 総合評価落札方式を適用する工事を除きます。

1-②. 適用対象とする案件（電子入札）

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 設計金額が <u>130万円</u> を超える工事 設計等委託業務（一般・指名競争入札） | <ul style="list-style-type: none"> 設計金額が <u>200万円</u> を超える工事 改正なし |

1-③. 適用対象とする案件（予定価格の事前公表）

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 予定価格が <u>130万円</u> 超える場合（工事及び設計等業務委託） | <ul style="list-style-type: none"> 予定価格が <u>200万円</u> 超える場合（工事及び設計等業務委託） |

問い合わせ先
茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
ひたちなか市総務部契約検査課
☎029-273-2457